

委託契約書

1. 委託業務の名称 環境の森センター・きづがわに係る一般廃棄物（焼却灰・飛灰）運搬業務
2. 履行場所 別紙仕様書のとおり
3. 履行期限 令和3年6月1日から令和6年5月31日まで
4. 委託金額 運搬費（1回あたり） ¥ 円—
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）

「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び72条の83の規定により算出したもので、委託金額に10/110を乗じて得た額とする。

5. 契約保証金 免 除

上記の委託業務について、「木津川市精華町環境施設組合」を発注者とし、「〇〇〇〇株式会社」を受注者として、次の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（総則）

第1条 受注者は、別紙業務委託仕様書に基づき、頭書の委託金額をもって頭書の履行期限までに、頭書の委託業務（以下「業務」という。）を完了しなければならない。

2 受注者は、業務履行について、本契約に定めるもののほか廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和15年法律第137号）及び関係法令の規定を遵守しなければならない。

（業務主任者）

第2条 受注者は、業務履行について、業務主任者を定め、発注者に通知する。
業務主任者は、業務着手と同時に業務全体について管理、監督する。

（設備等の確保）

第3条 受注者は、委託した業務を履行するに足る設備機械、人員を常に確保しなければならない。

（権利・義務の譲渡等）

第4条 受注者は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

（再委託等の禁止）

第5条 受注者は、業務の処理を第三者に委託し、又は請負わせてはならない。

2 受注者は、この契約の目的物を第三者に売却又は貸与してはならない。

（業務内容の変更等）

第6条 発注者及び受注者は、必要がある場合には、業務の内容を変更し、また業務を一時中止することが出来る。この場合において、委託金額又は履行期限を変更する必要があるときは、協議して書面によりこれを定める。

（損害のために必要を生じた経費の負担）

第7条 業務の処理に関して発生した損害（第三者におよぼした損害を含む）のために必要を生じた経費は、受注者が負担する。ただし、損害の発生が天災地変等による場合及び発注者の責めに帰する事由による場合においては、この限りでない。

（業務の報告等）

第8条 受注者は、所定の様式により、その都度業務日報にセンターの管理等の伝票を添え、発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、受注者より前項による報告書を受け取った場合は、その内容を確認し、所定の様式により受領書を受注者に発行しなければならない。

3 発注者及び受注者は、必要と認めるときは、受注者に対して業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

(業務の停止及び解除)

第9条 発注者及び受注者は、受注者が次の各号に該当するときは、業務委託の一時停止若しくは、この契約を解除することができる。この場合、発注者は、受注者に対し文書でその理由を明らかにしなければならない。

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、同法施行令（昭和46年厚生省令第35号）、条例等の関係法令に違反したとき。

(2) 第3条の要件を欠くに至ったとき。

(3) 業務を自ら処理しなかったとき。

(4) 発注者から委託された業務を、発注者の承諾を得ず、権利又は義務を第三者に譲渡したとき及び第三者に再委託又は請負をさせたとき。

(5) 受注者が、本契約に違反し、発注者の品位を傷つけ信用を失墜し、又は不正な行為があったとき。

(委託金額の支払い)

第10条 受注者は、第8条第2項の規定に基づき、発注者が発行する受領書を集計し、所定の様式により、毎月業務委託金額を発注者に対し請求することができる。

2 発注者は、前項の請求を受け取ったときは、その日から30日以内に業務委託金額を支払わなければならない。

(埋立て処分場の受入停止に伴う委託料の精算)

第11条 焼却灰及びばいじんの運搬途中において、気象警報の発表又は風水害の発生等により、埋立処分場が一般廃棄物の受入を緊急停止した場合における委託料については、運搬費1回当りの単価相当額により精算をするものとする。

ただし、当組合施設内でこれらの事情により、運搬業務を取りやめた場合は、精算の対象としないものとする。

(秘密の保持)

第12条 受注者は、委託業務の処理上において、知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(その他)

第13条 この契約に定めのない事項又はこの契約の条項について、疑義が生じた場合には、必要に応じ協議してこれを定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、発注者、受注者それぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和3年 月 日

発注者

住所 京都府木津川市鹿背山川向1番地2

氏名 木津川市精華町環境施設組合

管理者 河井規子

受注者

住所 ○○○○○○○○○○○番地

氏名 ○○○○○○○○○○○株式会社

代表取締役